

成年後見人等報酬助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、後見人等への報酬を負担することが困難な区民の方に、後見人等への報酬を助成するものです。

【助成の内容】

①家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬費用

※ただし、令和2年4月1日以降に家庭裁判所の報酬付与審判が決定したもの

【助成の申請及び請求のできる者】

①被後見人等本人

②成年後見人等（代理権がある場合のみ）

【助成の対象者及び要件】

助成金の申請時において、次のア、イの要件をすべて満たす被後見人等（ただし、親族が成年後見人等である場合は除く）

ア 葛飾区内に住所を有しているまたは葛飾区外であっても葛飾区長による措置等を受けている

イ 次のいずれかに該当すること

①生活保護受給者

②中国残留邦人法等による支援を受けている者

③次の全てを満たす場合

- ・助成を受けようとする日の属する会計年度の前年度の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯に属すること
- ・世帯の預貯金等の合計額が、100万円以下であること
- ・世帯が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

【申請に必要な書類】

- ①成年後見制度利用助成事業報酬助成金申請書兼請求書
- ②登記事項証明書の写し
- ③報酬付与審判書の写し
- ④家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録の写し
- ⑤要件を満たすことを証する書類 等

※ 報酬助成の申請及び請求は、報酬付与の審判が確定した日から 90 日以内に行わなければならない。また、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に家庭裁判所の報酬付与審判が決定されたものに限り、報酬付与の審判が確定した日から 180 日以内に行うことができる。

問い合わせ先

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

電話 03-5672-2833

住所 葛飾区堀切 3-34-1 地域福祉・障害者センター3階